

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西 平 良 将

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

○ 大川地区

(牛之浜, 中仁田, 中屋敷, 的場, 川畠中, 尻無)

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年12月21日

3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人： 16 経営体

法人：

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分にいない。

5 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業等により整備された農地があり、農家がリタイアや経営転換等を行う際には、農地中間管理機構を活用することで検討中である。

また、地域においても活用が見込めれば、活用するよう検討する。

6 地域農業の将来のあり方

これからのはし合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとて利益があるような施策を活用し、農地を守っていく。